

八王子市エコショップ認定制度実施要綱（平成17年12月1日施行）

平成17年12月1日施行

改正 平成21年3月15日

改正 令和4年1月14日

（目的）

第1条 この要綱は、ごみの発生抑制等に取り組む小売店舗（以下「エコショップ」という。）を認定し、エコショップとして認定した店舗（以下「認定店」という。）を広く市民に周知することにより、市民、小売店舗におけるごみの発生抑制等の推進を図ることを目的とする。

（認定対象店舗）

第2条 エコショップの認定を受けることができる小売店舗は、市内で営業する次の各号に掲げる店舗とする。

（1）スーパーマーケット

（2）その他小売店舗

（認定要件）

第3条 エコショップの認定要件は、前条の各号に掲げる対象店舗の区分に応じ、別表の基本項目の全項目及び推奨項目のうち3項目以上を満たすこととする。

（認定申請）

第4条 エコショップの認定を受けようとする者は、市長に認定（更新）申請書（様式第1号（様式略））を提出しなければならない。

（認定の決定等）

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、書類審査等、その内容の審査を経て、認定の可否を決定し、その旨を当該申請者へ通知するものとする。

2 市長は、認定店に対し、認定書（様式第2号（様式略））及び認定店表示シールを交付するものとする。

3 認定店の認定期限は、申請日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（変更・更新）

第6条 認定店は、第4条の申請に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式第3号（様式略））を提出しなければならない。

2 認定店は、認定を更新しようとする場合には、予め認定（更新）申請書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合の認定期限は、申請日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（協力事項）

第7条 認定店は、ごみの発生抑制等に関し、市の施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項を実施し、利用者に対して、ごみの発生抑制等の推進役を努めるものとする。

（1）認定店表示シールの掲示

（2）年次活動報告書（様式第4号（様式略））の提出

（3）その他必要な事項に対する協力

（認定の取消し）

第8条 市長は、その認定要件となった取組を実施していない認定店に対し、取組の実施を求めることができる。

2 市長は、前項の求めに応じない認定店に対して、認定の取消しをすることができる。

(辞退届)

第9条 認定を辞退しようとする認定店は、辞退届出書(様式第5号(様式略))に認定証及び認定店表示シールを添えて、市長に提出するものとする。

(市民への周知)

第10条 市長は、認定店がごみの発生抑制等の推進役となるよう積極的なPRを行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

別表

(1)【スーパーマーケット】

ア 基本項目

区分	チェック		取り組み内容
発生抑制		1	簡易包装を実施している。(声かけ運動等)
リサイクルの推進		2	食品トレイ、発泡スチロールなどのプラスチック製容器を店頭回収している。
店舗内での取組		3	店舗から出るごみの分別を徹底し、資源物のリサイクルを実施している。

イ 推奨項目

区分	チェック		取り組み内容
発生抑制		1	買い物袋(かご)持参等のPRなどによりレジ袋の削減に努めている。
		2	使い捨て容器類の販売を自粛している。
		3	商品のバラ売り、量り売りを行っている。
		4	リユースボトル・食器類の利用を推奨し、還元制度などを実施している。
リサイクルの推進		5	空き缶、空き瓶を店頭回収している。
		6	リターナブル瓶の販売促進及び店頭回収を行っている。
		7	新聞、雑誌を店頭回収している。
		8	PETボトルを店頭回収している。
		9	紙パックを店頭回収している。
		10	ボタン電池、小型充電式電池を店頭回収している。
		11	使用済み食用油を回収している。
		12	広告チラシ、事務用紙に再生紙を使用している。
		13	エコマーク、グリーンマークなど環境ラベル付きの商品を積極的に販売している。
店舗内での取組		14	食品残渣は、生ごみ処理機等により、リサイクルしている。
		15	通い箱、簡易包装により納品を行っている。
		16	従業員に対し、ごみ分別やリサイクルについての学習の場を設けている。
		17	店員の制服、エプロンなどは、再生品を利用している。
その他		18	広告や店頭で、ごみの減量化やリサイクルを呼びかけている。
		19	リサイクル情報、不要品交換情報の場を提供している。
		20	商品の下取りを行っている。
		21	その他、ごみの発生抑制に特に効果のあることを実施している。 ()

(2)【その他小売店舗】

ア 基本項目

区分	チェック		取り組み内容
発生抑制		1	簡易包装を実施している。(声かけ運動等)
リサイクルの推進		2	食品トレイ、発泡スチロールなどのプラスチック製容器を店頭回収している。

イ 推奨項目

区分	チェック		取り組み内容
発生抑制		1	買い物袋(かご)持参等のPRなどによりレジ袋の削減に努めている。
		2	使い捨て容器類の販売を自粛している。
		3	商品のバラ売り、量り売りを行っている。
		4	リユースボトル・食器類の利用を推奨し、還元制度などを実施している。
リサイクルの推進		5	食品トレイ、発泡スチロールなどのプラスチック製容器を店頭回収している。
		6	空き缶、空き瓶を店頭回収している。
		7	リターナブル瓶の販売促進及び店頭回収を行っている。
		8	新聞、雑誌を店頭回収している。
		9	PETボトルを店頭回収している。
		10	紙パックを店頭回収している。
		11	ボタン電池、小型充電式電池を店頭回収している。
		12	使用済み食用油を回収している。
		13	広告チラシ、事務用紙に再生紙を使用している。
		14	エコマーク、グリーンマークなど環境ラベル付きの商品を積極的に販売している。
店舗内での取組		15	食品残渣は、生ごみ処理機等により、リサイクルしている。
		16	通い箱、簡易包装により納品を行っている。
		17	従業員に対し、ごみ分別やリサイクルについての学習の場を設けている。
		18	店員の制服、エプロンなどは、再生品を利用している。
その他		19	広告や店頭で、ごみの減量化やリサイクルを呼びかけている。
		20	リサイクル情報、不要品交換情報の場を提供している。
		21	商品の下取りを行っている。
		22	その他、ごみの発生抑制に特に効果のあることを実施している。 ()